

国立大学法人東京学芸大学カリキュラム改革推進本部 ICT 関連科目授業運営部会要項の一部改正について

改正理由：カリキュラム改革推進本部ICT関連科目授業運営部会の構成員等の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学部教育を所掌する副学長 (2) ICT／情報基盤センター長 (3) 推進本部要項第4条第1項第2号及び第3号に定める本部員のうちから第1号の委員が指名する者 若干名 (4) 第1号の委員が委嘱する者 若干名 (5) 学務課長 〔省略〕 (部会長等) 第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、<u>部会長は第4条第1号の委員をもって充て、副部会長は部会長が指名する。</u> 2・3 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年4月10日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (組織) 第4条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>教育を所掌する理事</u> (2) 学部教育を所掌する副学長 (3) ICT／情報基盤センター長 (4) 推進本部要項第4条第1項第2号及び第3号に定める本部員のうちから第1号の委員が指名する者 若干名 (5) 第1号の委員が委嘱する者 若干名 (6) 学務課長 〔省略〕 (部会長等) 第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、<u>部会長は第4条の委員の中から、推進本部長が指名し、副部会長は部会長が指名する。</u> 2・3 〔省略〕 〔省略〕